告示

○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造騎獅文殊菩薩及脇侍像　四軀 文殊菩薩像内に建仁三年、巧匠安阿弥陀仏の銘がある 附一、仏頂尊勝陀羅尼・文殊真言等　一巻 奥に承久二年、病比丘空阿弥陀仏とある 附二、木造住吉明神立像　一軀 像内に慶長十二年、南都大仏師宗印等の銘がある	明治三十四年内務省告示第五十四号、昭和四十八年文部省告示第百九号、平成二十二年文部科学省告示第百六号	木造騎獅文殊菩薩及脇侍像快慶作　四軀 文殊菩薩像内に建仁三年十月、南無阿弥陀仏、巧匠安阿弥陀仏等の銘がある 附一、仏頂尊勝陀羅尼・文殊真言・文殊種子　一巻 奥に承久二年、病比丘空阿弥陀仏の記がある 附二、木造最勝老人立像　宗印作　一軀 像内に住吉大明神也、慶長十二年、南都大仏師宗印等の銘がある	宗教法人文殊院	奈良県桜井市大字阿部六四五

○文部科学省告示第百四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる重要文化財を追加し、同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄		中欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造阿弥陀如来坐像運慶作　一軀	大正八年文部省告示第百六号、昭和五十年文部省告示第九十六号	木造不動明王及二童子立像運慶作　四軀 毘沙門天 附　木造五輪塔形銘札　四枚 各に五大種子、梵字宝篋印陀羅尼及び文治二年五月三日、平時政、巧師勾当運慶、執筆南無観音等の記がある	大正八年文部省告示第二百七号、昭和五十年文部省告示第九十三号、昭和五十三年文部省告示第百三十五号	木造阿弥陀如来坐像運慶作　一軀 木造不動明王及二童子立像運慶作　三軀 木造毘沙門天立像運慶作　一軀 附　五輪塔形木札　四枚 各に五大種子、梵字宝篋印陀羅尼及文治二年五月、巧師勾当運慶、檀越平時政、執筆南無観音等の記がある	宗教法人願成就院	静岡県伊豆の国市寺家八三―一

○文部科学省告示第百五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文